

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年3月26日

月曜日

号外

目次

告示

○土地改良区の定款変更の認可	1
○指定管理者の指定	2
○平成30年度国民健康保険事業費納付金の算定に用いる数	9
○道路の区域変更	10
○道路の供用開始	12
○都市計画事業の事業計画の変更認可	

公告

○公共測量の終了	13
----------	----

正誤

○平成30年3月16日付け第4327号付け公告	14
-------------------------	----

告示

富山県告示第149号

土地改良区の定款変更の認可について

庄川沿岸用水利地改良区連合から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する第30条第2項の規定により平成30年3月9日認可した。

平成30年3月26日

富山県知事 石井 隆 一

富山県告示第150号

土地改良区の定款変更の認可について

常願寺川沿岸用水利地改良区連合から申請のあった定款の変更については、土地

改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する第30条第2項の規定より、平成30年3月9日認可した。

平成30年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第151号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

平成30年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公の施設の名称

富山県民小劇場

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県文化振興財団 富山市新総曲輪4番18号

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

富山県告示第152号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

平成30年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公の施設の名称

富山県民会館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県文化振興財団 富山市新総曲輪4番18号

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

富山県告示第153号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

平成30年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公の施設の名称

富山県水墨美術館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県文化振興財団 富山市新総曲輪4番18号

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

富山県告示第154号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

平成30年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公の施設の名称

富山県立山博物館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県文化振興財団 富山市新総曲輪4番18号

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

富山県告示第155号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

平成30年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公の施設の名称

富山県総合体育センター

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県体育協会 富山市秋ヶ島183番地

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

富山県告示第156号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

平成30年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 公の施設の名称
富山県高岡総合プール
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人富山県体育協会 富山市秋ヶ島 183番地
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

富山県告示第157号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

平成30年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 公の施設の名称
県営富山武道館
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人富山市体育協会 富山市湊入船町12番1号
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

富山県告示第158号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

平成30年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 公の施設の名称
県営高岡武道館
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人高岡市体育協会 高岡市古城1番8号
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

富山県告示第159号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

平成30年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 公の施設の名称
県営富山弓道場
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人富山県体育協会 富山市秋ヶ島 183番地
- 3 指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

富山県告示第160号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関

する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

平成30年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公の施設の名称

富山県福光射撃場

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

庄川自動車株式会社 砺波市庄川町金屋6番地

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

富山県告示第161号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

平成30年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公の施設の名称

富山県スキージャンプ場

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

大山観光開発株式会社 富山市原55番地

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

富山県告示第162号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり

指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

平成30年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公の施設の名称

富山県漕艇場

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県体育協会 富山市秋ヶ島 183番地

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

富山県告示第163号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

平成30年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公の施設の名称

富山県上市カヌー競技場

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県体育協会 富山市秋ヶ島 183番地

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

富山県告示第164号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

平成30年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公の施設の名称

富山県西部体育センター

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県体育協会 富山市秋ヶ島 183番地

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

富山県告示第165号

平成30年度国民健康保険事業費納付金の算定に用いる数について

平成30年度国民健康保険事業費納付金の算定に用いる国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）第9条第3項、第5項、第8項及び第9項、第10条第3項、第6項及び第7項並びに第11条第3項、第6項及び第7項に規定する知事が定める数は、次のとおりとし、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

係数及び指数	数値
政令第9条第3項の医療費指数反映係数	1
政令第9条第5項の一般納付金所得係数	0.9746430273601
政令第9条第8項の一般納付金基礎額調整係数	1.0383458649486
政令第9条第9項の一般納付金被保険者均等割指数	0.7
政令第10条第3項の後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.9589359868923

政令第10条第6項の後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.999999986006
政令第10条第7項の後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7
政令第11条第3項の介護納付金納付金所得係数	0.9394839672367
政令第11条第6項の介護納付金納付金基礎額調整係数	0.99999995785
政令第11条第7項の介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7

富山県告示第166号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月26日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成30年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 入善朝日線	下新川郡入善町藤原96番2 から 下新川郡入善町古黒部3887 番まで	変更前	A	最大 24.9 最小 5.0	969.0	新川土木 センター 入善土木 事務所
	下新川郡入善町古黒部1096 番2から 下新川郡入善町古黒部3887 番まで		B	最大 25.8 最小 15.3	329.0	
	下新川郡入善町藤原96番2 から 下新川郡入善町古黒部3887 番まで	変更後	A	最大 26.6 最小 5.0	969.0	
	下新川郡入善町藤原110番 2から 下新川郡入善町古黒部1096 番2経由 下新川郡入善町古黒部3887 番まで		B・ C	最大 27.7 最小 13.0	793.0	

県道 藤原横山君島線	下新川郡入善町藤原 143番 から	変更前	最大 9.0 最小 6.7	162.8	新川土木 センター 入善土木 事務所
	下新川郡入善町藤原 113番 まで	変更後	最大 23.1 最小 8.5	162.8	
県道 岩嶺寺大石原 水橋線	中新川郡舟橋村東芦原 112 番2地先から	変更前	最大 20.2 最小 14.2	15.0	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡舟橋村東芦原 116 番2地先まで	変更後	最大 17.9 最小 13.7	15.0	
県道 立山舟橋線	中新川郡舟橋村竹鼻 152番 4から 中新川郡舟橋村竹鼻 127番 3まで	変更前	最大 8.0 最小 5.0	83.5	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡舟橋村竹鼻 152番 4から 中新川郡舟橋村竹鼻 127番 4まで	変更後	最大 8.1 最小 7.7	83.5	
国道 415号	氷見市鞍川1093番3から 氷見市鞍川1044番2まで	変更前	最大 21.2 最小 21.2	47.8	高岡土木 センター 氷見土木 事務所
		変更後	最大 36.8 最小 21.2	47.8	
国道 415号	氷見市柳田字釜口3215番2 地先から 氷見市柳田字釜口2681番4 まで	変更前	最大 25.4 最小 10.4	31.7	高岡土木 センター 氷見土木 事務所
	氷見市柳田字釜口3215番2 から 氷見市柳田字釜口2681番4 まで	変更後	最大 22.6 最小 11.3	31.7	
県道 町山河原線	氷見市角間字河原 643番2 から	変更前	最大 12.8 最小 6.2	77.4	高岡土木 センター 氷見土木 事務所
	氷見市角間字河原 613番2 まで	変更後	最大 19.5 最小 9.8	77.4	

富山県告示第167号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月26日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成30年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 岩峠寺大石原 水橋線	中新川郡舟橋村東芦原 112番2地先から 中新川郡舟橋村東芦原 116番2地先まで	平成30年3月26日	富山土木 センター 立山土木 事務所
県道 立山舟橋線	中新川郡舟橋村竹鼻 152番4から 中新川郡舟橋村竹鼻 127番4まで	平成30年3月26日	富山土木 センター 立山土木 事務所
国道 415号	氷見市鞍川1093番3から 氷見市鞍川1044番2まで	平成30年3月26日	高岡土木 センター 氷見土木 事務所
国道 415号	氷見市柳田字釜口3215番2から 氷見市柳田字釜口2681番4まで	平成30年3月26日	高岡土木 センター 氷見土木 事務所
県道 町山河原線	氷見市角間字河原 643番2から 氷見市角間字河原 613番2まで	平成30年3月26日	高岡土木 センター 氷見土木 事務所

富山県告示第168号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 施行者の名称
氷見市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
氷見都市計画公園事業
5・5・1号 朝日山公園
- 3 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 なし
- 4 事業施行期間
平成10年7月22日から平成33年3月31日まで

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、高岡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
平成29年7月26日から平成30年1月12日まで
- 3 作業地域
高岡市柴野内島 地内

~~~~~  
**正 誤**  
~~~~~

平成30年 3 月 16日付け第4327号付け公告「土地改良事業計画変更の認可について」
中
頁 5

行 下から 5 行

誤 土地改良事業計画変更については、

正 生源寺 2 期地区の土地改良事業計画変更については、